

農協関係法制度の見直しを求める要望意見書

政府は昨年6月、「規制改革実施計画」を閣議決定し、JAグループに自己改革を求める内容を示した。

これを受けJAグループ北海道は、11月に「JAグループ北海道改革プラン（実行計画指針）」を策定し、組合員の所得向上と農村地域の活性化による、持続可能な北海道農業と豊かな地域社会の実現を目指し、自己改革の具体的実践に着手したところである。

しかしながら、昨年11月、再び政府の規制改革会議は、準組合員利用規制等を含む「農業協同組合の見直しに関する意見」を政府に提出している。

このような、規制改革をめぐる国の一連の動きについては、生産現場などから、JAグループ北海道の自己改革が尊重されない農協改革では、農協系統組織の持つ機能が損なわれ、本道農業や地域の持続的発展に支障を来すおそれがあるとの懸念の声が上がっている。

つきましては、今後農協関係法制度の見直しにあたっては、次の事項を遵守するよう要望する。

記

- 1 食料の安定供給、地域の振興について、農協法の目的に明確に位置付けし、事業目的の見直しにあたっては、協同組合の基本的性格を維持すること。
- 2 準組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、準組合員の利用制限は行わないこと。
- 3 JA・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないこと。
- 4 中央会制度については、JAグループの意志を結集する機能、JAグループを代表する機能、JAグループをサポートする機能（監査機能を含む）を十分に発揮できるよう、農協法上に位置付けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月12日

大空町議会議長 近藤 哲雄

【 送 付 先 】

・ 内閣総理大臣 安 倍 晋 三

・ 農林水産大臣 林 芳 正